



国民春闘共闘

第37号

2015年8月7日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館
☎ 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

2015年度人事院勧告

生活改善につながらない低額勧告

一方的な労働時間の柔軟化はやめろ

人事院は6日、国会及び内閣に対し、国家公務員一般職の給与等について、「1,469円・0.36%」の官民較差にもとづき月例給を上げるとともに、一時金を0.1ヵ月引上げて年間4.20ヵ月とするなどの勧告・報告を行いました。同時に「フレックスタイム制」の拡大に関する勤務時間法の「改正」も勧告しました。

給与勧告では、人事院の行った民間給与調査で、民間給与と比較して公務員給与が月例給で「1,469円・0.36%」下回るため較差是正を行うとして2年連続での改善勧告となりました。1級の初任給については2,500円引上げ、若年層についても同程度の改善が行われます。一時金に関しては、昨年8月から本年7月までの直近一年間の民間の支給割合4.21ヵ月分に見合うように0.1ヵ月引上げ、「年間4.20ヵ月」とする内容となっています。

一方で、2014年勧告で水準の是正とあわせて勧告された「給与制度の総合的見直し」に関して、賃金の地域間格差を拡大する地域手当の支給割合の改定を、3年間の段階的实施から前倒して2016年4月1日から実施されることなどが打ち出されています。

また、「フレックスタイム制」の拡大に関する勤務時間法の「改正」は、現在、限定している対象者を原則すべての職員に拡大するもので、一般職員と育児・介護中職員向けの2通りとなっています。希望する職員から申告があった場合は、各省各庁の長が勤務時間を割り振るものとなっており、労働者が自由に出退勤時間を管理できる民間企業のものとは違い、単に労働時間を柔軟化させたものとなっています。

～公務労組連絡会などが声明・談話を発表～

同日、公務労組連絡会、国公労連、自治労連、全教、日本医労連などが声明・談話を発表しました。公務労組連絡会は幹事会声明で、「昨年につづくベア勧告は、賃金改善を求める粘り強いたたかひの反映であるが、物価上昇で悪化する公務労働者の生活を改善するにはほど遠く、極めて不満な勧告である。しかも、「給与制度の総合的見直し」による平均2%の賃下げにより、初任給層を除く大半の職員は実質的な賃金改善にはつながらない」と不満と怒りを表明。「フレックスタイム制」の拡大に関して「長時間過密労働が蔓延し、メンタル不全による長期休業が増大している職場実態からすれば、「柔軟な働き方」はありえない」と指摘し、一方的な導入をさせないたたかひを強化する決意を示しています。

まもろう憲法と暮らし ストップ暴走政治 実現しよう！大幅賃上げと雇用の安定